第3号様式

御杖村大学入学資金貸付契約書

債権者御杖村長を甲とし、債務者　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、次のとおり御杖村大学入学資金貸付契約を締結する。

(目的)

第1条　御杖村大学入学資金貸付条例(平成14年6月御杖村条例第17号)に基づき、乙の大学入学資金(以下「貸付金」という。)として貸し付けるものである。

(貸付金)

第2条　甲は、乙に対して一金　　　　　　円を貸付け、前条の趣旨に基づきこれを借り受けるものとする。

(貸付金の使途)

第3条　第1条の規定により借り受けた貸付金を大学入試資金に使用しなければならない。

(貸付金の利率)

第4条　貸付金は、無利息とする。

(償還方法)

第5条　元金均等償還により、卒業して6ヶ月後(中途退学の場合は退学した時点)より、一金　　　　　　円ずつ計　　回に分割して償還する。ただし、第1回の償還金は一金　　　　　　円とする。

(期限前償還)

第6条　甲は次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、乙は直ちに債務の全部または一部を償還しなければならない。

(1)　乙がこの借入金を、この契約書に記載した使途以外に使用したとき。

(2)　乙がこの借入金の償還を怠つたとき。

(3)　乙が甲に対して虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。

(4)　乙が、正当な理由がなく御杖村大学入学資金貸付条例、同法施行規則又はこの契約書に基づく貸付け条件に違反したとき。

(繰上償還)

第7条　乙は、第5条の規定にかかわらず甲の承諾を得て、期限前にこの借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(延滞利息)

第8条　乙が支払期日までに償還金を支払わなかつた場合は、支払期日の翌日から払込当日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で算出した延滞利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により延滞したと認められる場合においては、この限りでない。

(違約金)

第9条　乙は、第6条第1号、第3号、第4号に該当することを理由として、第6条の規定による請求を受けた金額を支払うときは、この借入金の借入の日から支払の日までの日数に応じ、借入金額に年10.95パーセントの割合で算出した違約金を甲に支払うものとする。

(届出義務)

第10条　乙は、大学を卒業したときまたは、中途退学した時は、すみやかに甲に届けなければならない。

(保証人)

第11条　保証人は、この契約にかかる一切の債務を負担するものとする。

2　甲は、保証人の変更に関し乙から請求があり適当と認めるときは、これを変更するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ甲乙各1通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

貸付人

甲　　御杖村長

借受人

乙　住所　奈良県宇陀郡御杖村大字

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

保証人

住所　奈良県宇陀郡御杖村大字

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

住所　奈良県宇陀郡御杖村大字

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

御杖村大学入学貸付金　償還計画書

借入申請者

住所

氏名　　　　　　　　　　㊞

保護者

住所

氏名　　　　　　　　　　㊞

◎　貸付を受けた金額及び償還方法

1　借入金額　　　　　　　　　　　　　　　円

2　償還方法　　　　　月賦・半年賦・年賦

3　1回当たりの償還金額　　　　　　　　　円

(うち第1回目の金額　　　　　　　　　円)